

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

日本コンクリート工業株式会社

吸収合併に関する事後開示書面

東京都港区芝浦四丁目 6 番 14 号
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 梶田 宜彦

日本コンクリート工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026 年 5 月 22 日に NC マネジメントサービス株式会社（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。

本合併に際し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり事後開示いたします。

(1) 吸収合併が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

(2) 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過に関する事項

・差止請求

消滅会社は当社の完全子会社だったため、本合併に関して差止請求はありません。

・反対株主の株式買取請求

消滅会社は当社の完全子会社だったため、本合併に関して反対株主の株式買取請求はありません。

・新株予約権買取請求

消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

・債権者の異議

消滅会社は会社法第 789 条第 2 項に基づき、2026 年 8 月 24 日付で官報公告及び知れている債権者への各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

(3) 吸収合併存続会社における法定手続きの経過に関する事項

・差止請求

本合併に関して、当社に対して差止請求をした株主はありませんでした。

・ 反対株主の株式買取請求

当社は会社法第 797 条第 4 項に基づき、2026 年 8 月 24 日付で電子公告を行いました。当社に対して株主買取請求をした株主はありませんでした。

・ 債権者の異議

当社は会社法第 799 条第 2 項に基づき、2026 年 8 月 24 日付で官報及び電子公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

(4) 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、消滅会社から、本合併の効力発生時点において消滅会社が保有する資産、負債及び権利義務の一切を承継しました。

(5) 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

(6) 吸収合併の変更の登記をした日

2026 年 10 月 1 日（予定）

(7) その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 6 月 12 日

日本コンクリート工業株式会社

NC マネジメントサービス株式会社

吸収合併に関する事前開示書面

東京都港区芝浦四丁目 6 番 14 号
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 梶田 宜彦

東京都港区芝浦四丁目 6 番 14 号
NC マネジメントサービス株式会社
代表取締役社長 小寺 満

日本コンクリート工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026 年 5 月 22 日に、NC マネジメントサービス株式会社（以下「消滅会社」といいます。）との間で合併契約を締結し、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」）を行うことを決定いたしました。

本合併に際し、会社法第 794 条 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり事前開示いたします。

(1) 本合併契約の内容

2026 年 5 月 22 日付合併契約書の内容は、別紙 1 のとおりです。

(2) 対価及びその割当ての相当性に関する事項

当社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有していることから、本合併に際して、合併対価の交付を行いません。

(3) 新株予約権の承継の相当性に関する事項

該当事項はありません。

(4) 計算書類等に関する事項

・吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

当社の最終事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別紙 2 のとおりです。

・吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

消滅会社の最終事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別紙 3 のとおりです。

(5) 吸収合併存続会社又は吸収合併消滅会社において最終の事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

(6) 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりませんので、本合併により当社の負担すべき債務についての履行見込みはあるものと判断しております。

以上

合併契約書



日本コンクリート工業株式会社（以下「甲」という。）と NC マネジメントサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方式）

甲および乙は、甲を存続会社とし、乙を消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第 2 条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

（商号）日本コンクリート工業株式会社

（住所）東京都港区芝浦四丁目 6 番 14 号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

（商号）NC マネジメントサービス株式会社

（住所）東京都港区芝浦四丁目 6 番 14 号

第 3 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026 年 10 月 1 日（以下「本件効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 4 条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際して、乙の株主に対してその保有する株式に代わる甲の株式その他の金銭を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第 5 条（存続会社の資本金及び準備金に関する事項）

本合併は、無対価合併であることから、甲の資本金および準備金の額は増加しない。

第 6 条（合併承認）

1. 甲および乙は、本契約の締結日までに、それぞれ取締役会（以下「合併承認取締役会」という。）を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する決議を行う。ただし、甲および乙は、合併手続進行上の必要性その他の正当事由があるときは、協議の上、合併承認取締役会を開催する日を変更することができる。

2. 甲は、本件効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項の決議を求める。

3. 甲および乙は、乙が会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併の要件を満たし、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本合併を行うことを相互に確認する。

第 7 条（会社財産の引継ぎ）

1. 乙は、2026 年 3 月末日時点の乙の貸借対照表、その他同日の計算書類を基礎とし、これに本件効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債および権利義務を本件効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
2. 乙は、前項記載の貸借対照表作成日の翌日から本件効力発生日の前日までの資産、負債および権利義務の変動について、計算書を作成して甲に報告する。

第 8 条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務の執行および財産の管理および運営をするものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議し、合意のうえ、これを行う。

第 9 条（条件の変更、解除）

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、または本合併の実行にあたり隠れたる重大な瑕疵があることが発覚したときは、甲および乙は、協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、第 6 条第 2 項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本合併に必要とされる法令に定める関係官庁等の承認等が得られないとき、または前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 11 条（準拠法および合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。なお、本契約に関し甲乙間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときには、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約の成立の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、その写しを乙が保有する。

2026 年 5 月 22 日

甲：東京都港区芝浦四丁目 6 番 14 号

日本コンクリート工業株式会社

代表取締役社長 梶田 宜彦



乙：東京都港区芝浦四丁目 6 番 14 号

NC マネジメントサービス株式会社

代表取締役社長 小寺 満



第 9 5 期 事 業 報 告

〔 2025年4月 1 日から
2026年3月31日まで 〕



日本コンクリート工業株式会社

事業報告

〔 2025年4月 1 日 から
2026年3月31日 まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における経済環境は、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策等により改善が一部でみられるものの、原材料価格の高止まりに加え、国際情勢の緊迫化に伴う資材調達の不安定化もあり、マクロ経済の先行きは依然として視界不良な状況で推移しました。

また、当社グループを取り巻く事業環境におきましては、コンクリートパイルの全国需要は低調であった前年同期と概ね横這いで推移し、コンクリートポールの全国出荷量は依然として減少を続けるなど、厳しい市場環境が継続しました。

このような状況のなか、当社グループにおいては、第4四半期に回復の傾向がみられたものの、生産・出荷量ともに厳しい競争環境のなかで依然として予断を許さない状況が継続しました。当社グループとしましては、2024年中期経営計画で定めた重点課題の販路拡大や研究開発に取り組みつつ、一部の工場の休止、製造ライン集約やより需要のある事業への転換等の生産体制の再整備を開始し、加えて政策保有株式の縮減に取り組んでまいりました。これらの結果、当期の売上高は492億33百万円（前期比6.5%減）、営業利益は3億22百万円（前期比67.4%減）、経常利益は12億83百万円（前期比11.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億84百万円（前年同期は2億9百万円の親会社に帰属する当期純損失）となりました。

各セグメントにおける概況は次のとおりであります。

① 基礎事業

コンクリートパイル全国需要が低調であった前年同期と概ね横這いで推移するなか、当社グループにおいては下期に受注・売上面で盛り返したものの、大型案件の受注に苦戦した影響や案件の期ズレ等から、売上高は220億13百万円（前期比9.1%減）となりました。

損益面では、売上高の減少および生産子会社の収支悪化等により、1億90百万円のセグメント損失（前年同期は1億17百万円のセグメント利益）となりました。

② コンクリート二次製品事業

当事業のうち、ポール関連事業につきましては、コンクリートポールの全国出荷量が前期比で減少するなか、当社グループの生産・出荷量も減少したものの、適正価格の浸透が進み、携帯電話基地局向けポール出荷も徐々に再開しはじめたことから、売上高は147億59百万円（前期比3.4%増）となりました。

土木製品事業につきましては、建築材料を生産・販売するグループ会社が売上を伸ばし、PC-壁体等の土木製品の販売・施工も順調に推移したものの、リニア中央新幹線向けRCセグメントの検収が想定より遅れており、売上高は121億47百万円（前期比12.3%減）となりました。

これらの結果、コンクリート二次製品事業の売上高は269億6百万円（前期比4.3%減）となりました。損益面では、柱や梁等の建築材料やPC-壁体等土木製品の利益は増加したものの、コンクリートポールの生産量が減少したことにより、22億20百万円のセグメント利益（前期比5.5%減）となりました。

③ 不動産・太陽光発電事業

安定的な賃貸料収入の計上、発電・売電を行っており、売上高は3億13百万円（前期比2.0%増）、セグメント利益は1億85百万円（前期比2.4%減）となりました。

（2）設備投資等の状況

当期の設備投資額は26億22百万円であり、その主なものとしましては、基礎事業におけるパイル生産設備および杭打工事設備等9億21百万円、コンクリート二次製品事業におけるポール・プレキャスト製品の生産設備14億84百万円等であります。

（3）資金調達の状況

株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を、極度額50億円で更改いたしました。また、コミットメントライン契約とともに、Mizuho Eco Finance 契約を同時に締結しております。

（4）対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、足元は国際情勢の緊迫化等にもなうサプライチェーンの混乱やエネルギー・原材料価格の上昇に加えて人件費の上昇や建設工事における着工遅延・工期延長、物流問題等のリスクは依然としてあり、当社グループにとっては引き続き厳しい経営環境が継続するものと予想されます。また、中東情勢の動向によっては、資材調達や生産活動に加えて案件着工にも大きな影響が生じるリスクも存在しております。

一方で、中長期的には、激甚化・頻発化する自然災害への備え（防災・減災、災害復旧）に貢献する当社独自製品・工法のほか、建設業の就業者減少や時間外労働規制への課題解決としての生産性向上・省人化に資する高品質なプレキャストコンクリート製品に高い期待が持たれております。また、カーボンニュートラルの観点からも当社開発のCO₂固定化・利活用技術（CCUS）、グリーン製品（低炭素型コンクリート）へ引き続き高い関心を受け、採用実績も増えております。また、国土強靱化政策の推進や老朽インフラ更新など、持続的成長の機会は多数あるものと考えております。

2024年中期経営計画にて設定した2026年度目標は、事業環境の大きな変化を受け前期まで苦戦した影響もあり達成困難と認識しておりますが、受注確保や大型案件の生産・施工対応により売上高を拡大し、すでに着手している事業転換や製造ライン集約等の生産体制再整備を次の段階へ着実に進め、加えてIT・AIを活用した生産性向上と新たな商品開発への取り組みを加速させることにより業績を回復させ、再び成長路線に回帰するよう取り組んでまいり所存であります。なお、政策保有株式売却は計画通り進んでおり、得られた資金は成長投資や株主還元等に有効活用してまいります。

今後も社会インフラ強靱化の一翼を担い、環境負荷を低減させる技術と商品群を提供することで社会に貢献してまいります。また、当社グループのシナジーを発揮し更なる成長を実現すべく努めるとともに、コーポレートガバナンスおよびサステナビリティへの取り組みを強化し、ステークホルダーみなさまのご期待に応えるべく持続的成長を実現し、企業価値の向上を目指してまいります。

（5）財産および損益の状況

項目 \ 期	第9 2 期 2022年度	第9 3 期 2023年度	第9 4 期 2024年度	第9 5 期 2025年度
売上高	52,986	53,650	52,652	49,233
経常利益	97	2,242	1,452	1,283
親会社株主に帰属する当期純利益(△は損失)	△439	614	△209	684

1 株当たり当期純利益(△は損失)	△8.07	11.31	△3.86	12.59
総 資 産	77,063	81,995	77,282	87,692
純 資 産	37,658	40,395	39,985	48,447

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

	会 社 名	所在地	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
製造会社	N C 日 混 工 業 株 式 会 社	東 京 都 港 区	80	92.13	ポール・パイル部分品の製造・販売
	NC東日本コンクリート工業株式会社	茨城県筑西市	80	100.00	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造
	NC中日本コンクリート工業株式会社	三重県鈴鹿市	20	100.00	ポールの製造
	NC関東パイル製造株式会社	茨城県古河市	100	100.00	パイルの製造
	NC西日本パイル製造株式会社	兵庫県高砂市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	N C 九 州 株 式 会 社	福岡県直方市	90	71.00	ポール・パイルの製造
	NC貝原パイル製造株式会社	岡山県倉敷市	60	100.00	パイルの製造
	NC四国コンクリート工業株式会社	愛媛県西条市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	NC中部パイル製造株式会社	三重県四日市市	30	100.00	パイルの製造
	N C セ グ メ ン ト 株 式 会 社	群馬県邑楽郡	490	100.00	プレキャスト製品の製造
	N C 鋼 材 株 式 会 社	茨城県古河市	40	100.00	パイル用鋼材の加工
製造販売会社	N C プ レ コ ン 株 式 会 社	岡山県倉敷市	100	100.00	プレキャスト製品の製造・販売
	NIPPON CONCRETE (Myanmar) Co., Ltd.	ミャンマー国ヤンゴン市	億ミャンマーチャット 104	87.34	ポール・パイルの製造・販売
	北海道コンクリート工業株式会社	北海道札幌市	222	65.73	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造・販売および施工
	東 北 ポ ー ル 株 式 会 社	宮城県仙台市	236	85.43	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造・販売および施工
施工会社	N C 工 基 株 式 会 社	東京都港区	72	100.00	基礎杭の施工
	フ リ ー 工 業 株 式 会 社	東京都台東区	100	74.91	各種土木工事および建設資材販売
販売会社	NC貝原コンクリート株式会社	岡山県倉敷市	10	100.00	パイル・プレキャスト製品の販売・施工
輸送会社	NCロジスティックス株式会社	茨城県筑西市	10	70.00	ポール・パイル等の運送
資産管理会社	NCマネジメントサービス株式会社	東京都港区	10	100.00	不動産の賃貸・管理

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は、コンクリート製品や環境製品の製造・販売および工事請負

ならびにそれらに付帯関連する事業であります、主要な製品および工法は次のとおりであります。

製 品	コ ン ク リ ー ト ポ ー ル	様々なニーズに対応したコンクリート柱（単柱、フランジ式継柱、キャップオンポール（COP：施工が容易な継柱）、NCハイポール（長尺・高荷重柱）など） 配電線路、通信線路、電車線路、防球ネット、照明、移動体通信アンテナ、防災無線、小型風力発電等の支持物のほか、上記支持物の設計・施工や点検・補修等のメンテナンス事業も行っております。
	コ ン ク リ ー ト パ イ ル	様々な施工ニーズに対応した基礎杭 ・PHCパイル（ONA、ONA105、ONA123） ・PRCパイル（HiDuc-CPRC、HiDuc-CPRC105） ・SCパイル（Hi-SC、Hi-SC105、Hi-SC123） ・節杭（HF-ONA105、HF-ONA123、HF-Duc、HF-Duc105） ・RSC・RSCPパイル（ハツリ部がRC構造のSCパイル） ・エスタス105（SCパイルとPHCパイルを一体化させたパイル） ・HF-HiAX123パイル（高軸力対応型節杭） ・SPHC杭（鋼管巻きPHC杭） なお、PHCパイルには、外観形状が異なる節付杭、HBパイル、HMパイルなどがあります。 ・地中熱利用ヒートポンプシステム
	P C ー 壁 体	高剛性な土留め構造物用等辺角型コンクリートパイル（仮設なしで自立式の擁壁や護岸を急速築造）
	コンクリートセグメント	シールドトンネル用RCセグメント、 鋼枠中詰めセグメント
	プ レ キ ャ ス ト コ ン ク リ ー ト	地中配電材（マンホール、ハンドホール） 土木部材（親杭パネル、NJ軽量高欄、PCL版）、 建築部材（柱、梁、カーテンウォール、バルコニー）
	超 高 強 度 繊 維 補 強 コンクリート（UFC）	主に水路、橋脚、トンネル等の補修、建物の耐震補強に使用される耐久性、耐磨耗性、耐塩害性等に優れた超高強度のコンクリート部材
	ポ ア セ ル	気泡壁が部分的に破泡連通していることで高い吸音性を発揮するセメント系の剛体多孔質吸音材
	エ コ タ ン カ ル	コンクリート二次製品製造時に排出される高アルカリ廃水とボイラー排ガス中に含まれる二酸化炭素を原料とする、環境にやさしい高品質な軽質炭酸カルシウム
	パ デ ッ ク ス P A d e C S	廃水に含まれるリンや重金属の除去、酸性廃水の中和、脱臭などの多用途機能を有した、コンクリート二次製品製造時に発生するコンクリートスラッジのリサイクルから生まれた環境浄化材
	デ コ メ ッ シ ュ	コンクリート工の生産性向上に有効（工期短縮・省力化・省人化・安全性向上が可能）であり、仮設型枠材を使用せず、コンクリート構造物が簡単に構築できる、特殊金網製の超軽量の埋設型枠
工 法	パ ワ ー ス ラ ブ	道路橋・水路蓋・水槽蓋などに使用される簡易なPC床版 長さ・幅・荷重条件などに応じた自由度の高い製品設計が可能
	ハイパー Hyper- MEGA 工 法	先端部に超高強度の節付き杭を用いるプレボーリング系高支持力工法
	ハイパー Hyper-ストレート NT 工 法	全長同径のストレート掘削で標準型既製コンクリート杭を使用するシンプルな工程のプレボーリング系高支持力工法

	ハイ H	ビー B	エム M	工 法	H B パイル（溝付き拡底杭）を使用し、球根部の軸力と摩擦支持力を確実に発揮するプレボーリング系高支持力工法	
	ナ N	ツ A	ク K	ス S	工 法	杭の中空部に挿入した特殊なロッドにより地盤を掘削し、杭を自重または強制圧入力により沈設後、杭の先端に拡大球根を築造する中掘り拡大根固め工法
	ハイパー Hyper	ナックス NAKS	II	工 法	従来の Hyper-NAKS 工法をさらに進化させ、地盤支持力をより大きくした中掘り系高支持力工法	
	工 法				安定性と強度を備えたプレキャストコンクリートパネルで壁面を構築し、背面へは気泡混合軽量盛土材を充填することにより、道路拡幅では斜面に耐久性の高い盛土構造物を経済的に構築し、老朽化した橋梁では気泡混合軽量盛土材にて埋設して、耐震補強・橋梁拡幅を経済的に構築する工法	

（８）企業集団の主要な拠点等

① 当社

本 社	東京都港区芝浦四丁目 6 番 14 号	
支 店	名古屋支店	名古屋市中村区
	大阪支店	大阪市西区
	広島支店	広島市中区
	四国支店	香川県高松市
	九州支店	福岡市博多区

② 子会社

前記の「（６）重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

（９）従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

当 期 末 従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,351 名 (418 名)	2 名減 (22 名減)

（注） 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の括弧書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数です。

② 当社の従業員の状況

当 期 末 従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
375 名 (65 名)	14 名増 (-)	43.6 歳	11.8 年

（注） 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の括弧書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数です。

（１０）主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,807
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,830

農 林 中 央 金 庫	1,330
三井住友信託銀行株式会社	1,170
株 式 会 社 常 陽 銀 行	1,060
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,050
株 式 会 社 足 利 銀 行	1,010
株 式 会 社 百 五 銀 行	500

(注) 上記借入金残高の中に、下記銀行をエージェントとするシンジケートローンが含まれております。

株式会社三菱UFJ銀行 2,257 百万円

株式会社みずほ銀行 200 百万円

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数 180,000,000 株

② 発行済株式の総数 57,777,432 株(自己株式 3,119,126 株を含む。)

③ 株主数 15,905 名

④ 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日 本 製 鉄 株 式 会 社	6,940	12.69
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,634	6.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,595	6.57
日 コ ン 取 引 先 持 株 会	3,126	5.71
日 本 電 設 工 業 株 式 会 社	2,008	3.67
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	1,500	2.74
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,000	1.82
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	930	1.70
株 式 会 社 和 田 商 店	836	1.52
東 都 興 業 株 式 会 社	829	1.51

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 3,119,126 株を控除して計算、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

2. 役員報酬 B I P 信託 (135,686 株) および株式付与 E S O P 信託 (105,668 株) が保有する当社株式は、上記自己株式には含めておりません。

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより 2026 年 2 月 2 日付で提出された変更報告書によれば、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 3 社合計で当社株式 2,776 千株 (提出時点における持株比率 5.08% (自己株式を除く)) を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当期末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(3) その他株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	当社における担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	塚 本 博	取締役会議長、 指名委員、報酬委員
取 締 役	梶 田 宜 彦	NC マネジメントサービス株式会社代表取締役社長
取 締 役	饗 場 潔	
取 締 役	小 寺 満	
取 締 役	角 柄 明 彦	
取 締 役	間 塚 道 義	指名委員長、報酬委員長
取 締 役	松 本 武 徳	指名委員、報酬委員
取 締 役	広 瀬 史 乃	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー、 イノテック株式会社社外取締役、 ASTI 株式会社社外取締役、 一般財団法人全日本野球協会常務理事、 一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事、 公益財団法人日本バスケットボール協会監事
常任（常勤）監査役	菅 原 修	—
監 査 役	安 藤 ま こと	指名委員、報酬委員 公認会計士、響税理士法人代表社員、 明治ホールディングス株式会社社外監査役、 三井住友海上火災保険株式会社社外監査役
監 査 役	伴 政 浩	太平洋セメント株式会社常務執行役員

- (注)
1. 当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。なお異動日は 2025 年 6 月 27 日であります。
退任 常任（常勤）監査役井上敏克氏は任期満了により退任しました。
新任 常任（常勤）監査役菅原修氏
 2. 取締役間塚道義、同松本武徳、同広瀬史乃の 3 氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役安藤まこと、同伴政浩の両氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役菅原修氏は当社や当社工場における経理・総務・内部監査部門での長年の経験があり、財務お

- よび会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役安藤まこと氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役伴政浩氏は長年にわたる経営管理部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役間塚道義、同松本武徳、同広瀬史乃、監査役安藤まことの4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 2026年4月1日付で、次のとおり異動がありました。

氏 名	当社における担当および重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
梶 田 宜 彦	取締役、 NC マネジメントサービス株式会社 代表取締役社長	代表取締役社長、取締役会議長
塚 本 博	代表取締役社長、 指名委員、報酬委員	取締役会長、 指名委員、報酬委員

9. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務する者（*）も含めた執行役員は、次のとおりであります。なお、2026年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	役位・担当・役職	
	変更前	変更後
* 梶 田 宜 彦	常務執行役員、経営管理責任者	社長執行役員、 経営全般の業務執行、 営業統括本部長
* 塚 本 博	社長執行役員、 経営全般の業務執行、 営業統括本部長、 土木・建材事業責任者、 PC壁体事業責任者	会長執行役員、 社長支援、業界活動
* 饗 場 潔	常務執行役員、 ポール関連事業責任者	常務執行役員、 ポール関連事業責任者
* 小 寺 満	執行役員、技術開発責任者、 海外事業責任者	常務執行役員、本部（経営管理）、 DX 推進、 NC マネジメントサービス株式会社 代表取締役社長
飯 島 剛 裕	営業（基礎事業、土木・建材事業）	基礎事業責任者、 工事営業責任者、土木・建材事業管理
大 野 豊	本部（経営管理）、 人事室長	本部（経営管理）、 人事室長
小 林 大 介	営業（PC 壁体事業）、 PC 壁体・擁壁事業部長	営業（PC 壁体事業）
薄 葉 信 一	本部（技術開発）、 環境・エネルギー事業責任者	技術開発責任者、海外事業責任者、 環境・エネルギー事業責任者
高 堂 満	生産管理責任者、生産管理室長	生産管理責任者、生産管理室長
平 山 国 弘	営業（土木・建材事業）	営業（土木・建材事業）、 NC セグメント株式会社代表取締役社長
武 部 敦 士	営業（土木・建材事業）	土木・建材事業責任者、 営業（土木・建材事業）
酒 井 幸 司	営業（ポール関連事業）	営業（ポール関連事業）、 ポール営業管理部長
小 澤 亘 弘	（新任）	生産管理（西日本）、 NC 西日本パイル製造株式会社 代表取締役社長、 NC 貝原パイル製造株式会 社代表取締役社長
金 子 健 一	（新任）	営業統括本部、

		営業（基礎事業）
佐藤 聡	（新任）	生産管理、 NC 東日本コンクリート工業株式会社 代表取締役社長
* 角柄 明彦	執行役員、基礎事業責任者、 工事営業責任者	（退任）
増田 知行	営業（基礎事業（工事）） NC 工基株式会社代表取締役社長	（退任）
斉藤 彰宏	本部（生産管理）、 NC 東日本コンクリート工業株式会社 代表取締役社長	（退任）

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役３名および監査役３名と会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第４２５条第１項に定める額を責任の限度としております。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人を被保険者として、会社法第４３０条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する者を除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険契約の保険料は、すべての被保険者について全額を当社が負担しております。

（４）取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別の基本報酬額に、一定の基準に基づき、会社業績等に応じた加減を行って算定しております。なお、決定方針および具体的な個人別の報酬額は報酬委員会による原案を勘案し、取締役会で決定しております。

各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、方針の概要は次のとおりです。

I. 報酬委員会

当社は、監査役会設置会社体制のもと、取締役の報酬につきまして、公正性、客観性および透明性を担保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、メンバーは独立社外取締役２名、独立社外監査役１名および社内取締役１名としております。報酬委員会の委員長は独立社外取締役が務めております。また、報酬委員会は、当社の取締役報酬制度および取締役報酬額につきまして審議し、取締役会に答申しております。

II. 取締役の報酬

当社の取締役報酬は、現金報酬として基本報酬（月額報酬）および短期的な業績向上を目的とした賞与ならびに自社株報酬として中長期的な業績向上を目的とした信託を利用した株式付与制度で構成しており、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。なお、各報酬の具体的な個人別の報酬額は当社のモデル構成割合を基に算定されます。業績連動報酬等の賞与につきましてはグループ会社全体の収益力を示す各事業年度の連結営業利益を業績目標値とし役位ならびに業

績目標値の目標達成度等に応じて算定されます。また、非金銭報酬等の信託を利用した株式付与制度は、グループ会社全体としての中長期的目線の収益力を示す連結経常利益および株主利益との連動性の観点から規模も含めた当社の市場価値を示す時価総額の変動率を目標値として役位ならびに目標値の目標達成度等に応じて算定され、交付する当社株式の上限を 200 千株（対象期間 3 事業年度）とし、交付時期を当社の取締役の退任時としております。

なお、当事業年度における業績連動報酬等（賞与）に係る額の基礎として選定した指標の目標は 2026 年 3 月期連結営業利益 11 億円であり、その達成状況は 3 億 22 百万円の連結営業利益であります。

Ⅲ．監査役の報酬

当社の監査役報酬は、基本報酬（月額報酬）のみとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の報酬限度額（基本報酬および賞与）は、年額 2 億 50 百万円であります（2006 年 6 月 29 日開催の第 75 回定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 11 名（うち、社外取締役 2 名）です。この他に 2021 年 6 月 29 日開催の第 90 回定時株主総会において、信託期間（3 年間）毎に 1 億 20 百万円を上限とする金銭を抛出し、信託期間中に選任され就任した取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型株式報酬を支給することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は 5 名です。

監査役の報酬限度額（基本報酬のみ）は、年額 40 百万円であります（1988 年 6 月 29 日開催の第 57 回定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名です。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	基本報酬		業績連動報酬等		非金銭報酬等		総額
	固定報酬		賞与		株式付与制度		
	人員	報酬総額	人員	報酬総額	人員	報酬総額	
取締役 (うち社外 取締役)	8 名 (3 名)	108,935 千円 (18,616 千円)	5 名 (一)	27,105 千円 (一)	5 名 (一)	7,407 千円 (一)	143,448 千円 (18,616 千円)
監査役 (うち社外 監査役)	4 名 (2 名)	28,306 千円 (12,411 千円)	一 (一)	一 (一)	一 (一)	一 (一)	28,306 千円 (12,411 千円)
合 計	12 名	137,241 千円	5 名	27,105 千円	5 名	7,407 千円	171,754 千円

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。
2. 社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等はございません。
3. 業績連動報酬等（賞与）および非金銭報酬等（株式付与制度）は、当事業年度における引当金繰入額（純額）を記載しております。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針の整合性を含め多角的な検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役および監査役のトレーニング

当社の取締役・監査役に対し経営に必要な知識の習得および責務への理解を深めるため、適宜外部の研修やセミナーを受講できる体制を取っております。特に社外役員に対して、当社への理解を深めるために執行役員等による業務執行状況の報告や工場、工事現場見学等を適宜実施し、教育・情報提供および意見交換を行っております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職の状況
広瀬 史乃 (社外取締役)	◇阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 当社と阿部・井窪・片山法律事務所との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇イノテック株式会社社外取締役 当社とイノテック株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇ASTI 株式会社社外取締役 当社と ASTI 株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇一般財団法人全日本野球協会常務理事 当社と一般財団法人全日本野球協会との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事 当社と一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇公益財団法人日本バスケットボール協会監事 当社と公益財団法人日本バスケットボール協会との間には重要な取引その他関係はありません。
安藤 まこと (社外監査役)	◇響税理士法人代表社員 当社と響税理士法人との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇明治ホールディングス株式会社社外監査役 当社と明治ホールディングス株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇三井住友海上火災保険株式会社社外監査役 当社は三井住友海上火災保険株式会社と損害保険等の取引関係があります。
伴 政 浩 (社外監査役)	◇太平洋セメント株式会社常務執行役員 当社は太平洋セメント株式会社から、コンクリートポール・パイル等の原材料の一部であるセメント等を仕入れております。なお、同社は当社発行済株式（自己株式を除く）の 9.39%（退職給付信託口 3,634 千株を含む）を保有しております。

② 主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	出席会議および出席回数	主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
間塚 道義 (社外取締役)	取締役会 13 回/13 回 出席 指名委員会 7 回/ 7 回 出席 報酬委員会 4 回/ 4 回 出席	当事業年度開催の取締役会、指名委員会および報酬委員会全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで経営の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で様々な助言・提言を適宜行っております。
松本 武徳 (社外取締役)	取締役会 13 回/13 回 出席 指名委員会 7 回/ 7 回 出席 報酬委員会	当事業年度開催の取締役会、指名委員会および報酬委員会全てに出席し、公職および企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで経営の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で

	4 回/ 4 回 出席	様々な助言・提言を適宜行っております。
広瀬史乃 (社外取締役)	取締役会 12 回/13 回 出席	当事業年度開催の取締役会に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
安藤まこと (社外監査役)	取締役会 12 回/13 回 出席 監査役会 14 回/14 回 出席 指名委員会 7 回/ 7 回 出席 報酬委員会 4 回/ 4 回 出席	当事業年度開催の取締役会、監査役会、指名委員会および報酬委員会に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を行い、また適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。
伴政浩 (社外監査役)	取締役会 11 回/13 回 出席 監査役会 14 回/14 回 出席	当事業年度開催の取締役会および監査役会に出席し、大企業の経理部長としての経験から培った深い識見で経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。

(注) 会議開催数は当事業年度内に開催された回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59,000 千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査内容・監査時間および過年度の監査報酬の実績を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社では、会計監査人との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を、定款で定めておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨および解任理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会におきまして、内部統制システムの整備に関する基本方針につきまして、次のとおり決議しております。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、2000年4月に「企業倫理規範」を定めるとともに、2004年2月にはコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役を委員長とするほか、当社の各部門長および日コングループ会社（財務諸表等規則第8条第3項の子会社をいい、以下「グループ会社」という。）社長をコンプライアンス責任者とする。
 - 2) 当社およびグループ会社（以下総称して「当社グループ」という。）は、コンプライアンス経営を第一義とし、イントラネットの活用等により「企業倫理規範」を含む「企業倫理ハンドブック」の周知徹底を図り、法令遵守と企業倫理に基づく行動の実践に努めていく。
 - 3) 当社グループは、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止および早期発見等を図るため、内部通報制度（「日コングループ・ヘルプライン」）を導入し、通報のための専用窓口を社内・外に設置し、通報を理由として通報者に対し不利益な取り扱いを禁止する。
 - 4) 当社グループは、グループ幹部会において適時にコンプライアンスに関する情報を提供し、周知徹底を図る。
 - 5) 内部監査室は、日コングループ会社管理規定および監査規定に基づき、グループ会社に対する内部監査を実施する。
 - 6) 当社グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との関係を遮断することを「企業倫理規準」および「企業行動規準」に定め、取締役、使用人に遵守を徹底させる。
 - 7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制評価委員会において、財務報告に係る内部統制評価規定に基づき、その整備状況および運用の有効性を定期的に評価し改善を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規則（文書規定、稟議規定等）に則って保存、管理する。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社グループは、グループ全体のリスク管理について、リスク管理規定に則って管理・連絡体制を構築し、当社の各部門およびグループ会社の所管業務に付随するリスク管理は、当社の各部門長およびグループ会社社長が行うこととする。
 - 2) リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント委員会規定に基づき、当社グループにおける重要リスクを特定・評価しその対応策を策定するとともに、各部門およびグループ会社によるリスク管理のモニタリングを定期的実施し、全社的なリスクマネジメントを推進する。
 - 3) 当社グループにおいて重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合は、社長直轄の対策本部を当社に設置し、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催することを基本とするとともに、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。

- 2) 当社は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、重要な業務執行に関する計画およびその執行状況を審議・確認するため、常勤取締役、常勤監査役および執行役員全員による経営会議を毎月 1 回開催するほか、臨時経営会議を随時開催し、取締役会の機能強化および経営効率の向上を図る。
- 3) 当社グループの業務運営については、当社において中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定したうえで、グループ幹部会等を通じて、グループ会社に対して経営方針の周知徹底を図る。当社の各部門およびグループ会社は、これを受けて自部門およびグループ会社の目標達成のための施策を立案し実行する。なお、当社の経営会議において定期的にその進捗状況をレビューする。

⑤ 当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループは、グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とするとともに、グループ幹部会等を通じて、「企業倫理規範」の周知徹底およびその実践を図っていく。
- 2) グループ会社の経営については、その独自性を活かしつつ、日コングループ会社管理規定に基づき、経営成績、財務状況および事業方針、年度予算等に関する定期的な報告を義務付けるとともに、重要事項については、日コングループ稟議手続要領に基づき、当社の事前承認を得る。
なお、当社の子会社担当執行役員は当社の経営会議に子会社の状況を定期的に報告する。

⑥ 監査役職務を補助する使用人および指示の実効性の確保について

内部監査室、経理部との連携で対応しており、現在、専任の補助使用人は置いていないが、求められた場合、専任の補助使用人を置くか、置く場合の人数等については常勤監査役と協議のうえ決定する。
なお、補助使用人を置いた場合、当該補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、異動、評価、懲戒処分は常勤監査役の同意を得て行う。

⑦ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等

- 1) 当社の取締役または使用人は、法定の事項に加え、経営状況の大きな変動、リスクの顕在化等、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに監査役会に報告する。
- 2) 常勤監査役は、業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する一方、重要な決裁書類である稟議書その他の文書を閲覧するとともに、当社グループの取締役および使用人に適宜報告を求める。
- 3) 内部監査室による当社グループの監査の結果ならびに被監査部門に対する指摘事項の改善状況等については、常勤監査役に報告する。
- 4) 内部監査室は、日コングループ・ヘルプラインへの通報の結果について定期的に当社の監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- 1) 代表取締役は、監査役会と意見交換を密に行う。
- 2) 内部監査室および経理部をして、監査役会および当社の会計監査人である監査法人による監査との連携を図らせる。
- 3) 当社は、会社法第 388 条に基づく監査役からの費用等の請求に対する支払を実効的に担保するため、監査役職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - 1) 当社グループは、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するなど、企業トップをコンプライアンス責任者としている。また、グループ会社においても各社社長をコンプライアンス責任者とし、当社グループ全体の会議体であるグループ幹部会（年4回開催）内でのコンプライアンス情報の発信、また、下記 i) から iii) の内容の周知徹底を行うことで、コンプライアンス経営を浸透させている。
 - i) 内部通報制度「日コングループ・ヘルプライン」
 - ii) イン트라ネットの活用（企業倫理規範の掲示）
 - iii) 「企業倫理ハンドブック」ならびに携帯用「企業倫理規範」の全社員への配布
 - 2) コンプライアンス委員会を半年に1回定期的に開催し、当期は年3回開催した。
 - 3) 内部監査室による規定および経営責任者の承認を受けた監査計画に基づくグループ会社への内部監査を実施した。
 - 4) 財務報告に係る内部統制評価規定に基づく整備状況および運用の有効性を評価・改善するため、定例の内部統制評価委員会を年3回開催した。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
法令および社内規則に則り、主に下記の内容を保存・管理している。
 - i) 取締役会議事録
 - ii) 稟議書
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
 - 1) 当社グループは経営に影響を及ぼす多様なリスクが発生した場合に、その影響を最小限とするための内容および対策方法などの危機管理に関する基本的事項について「リスク管理規定」を制定し、緊急時の体制を整備している。
 - 2) すべての執行役員で構成するリスクマネジメント委員会において重要リスクを特定、評価、その対応策を定め、当期は年2回開催した。
- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - 1) 当社取締役会は、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成し、監査役3名（うち社外監査役2名）も出席したうえで、当期は13回開催した。なお、各社外役員の出席状況は前記の「4. 会社役員に関する事項（6）社外役員に関する事項②」に記載のとおり。
 - 2) 常勤取締役および取締役会にて選任された執行役員15名で経営会議を構成し、常勤監査役も出席したうえで、当期は18回開催した。
 - 3) 上記のほか、外部コンサルタントによる「取締役会の実効性評価」を実施し、実効性があることの確認や、前記の「4. 会社役員に関する事項（5）取締役および監査役へのトレーニング」に記載の執行役員による業務執行状況の報告を適宜実施し、社外役員の職務も効率的に行われる体制を構築している。
- ⑤ 当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制の運用状況
前記の取締役会にて各執行役員より担当部門の執行状況を、経営会議にて各子会社担当執行役員等より子会社の状況を定期的に報告した。
- ⑥ 監査役の職務を補助する使用人および指示の実効性の確保についての運用状況
専任の補助使用人は置いていないが、内部監査室および経理部との連携により監査役

の職務のフォローを行った。

- ⑦ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等の運用状況
- 1) 当社の監査役会は常任（常勤）監査役 1 名、社外監査役 2 名の計 3 名で構成し、当期は 14 回開催した。なお、各社外監査役の出席状況は前記の「4. 会社役員に関する事項（6）社外役員に関する事項②」に記載のとおり。
 - 2) 前記 1) の監査役会にて、常勤監査役は社外監査役に対し、経営会議および稟議書の内容や子会社の監査状況を報告している。
 - 3) 決算や重要な決定事項について必要に応じて担当取締役からの説明を受けた。
 - 4) 内部監査室は定期的に常勤監査役との情報交換を行い、また、経営責任者の承認を受けた監査計画に基づく内部監査の内容を、監査実施後速やかに常勤監査役へ報告している。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等の運用状況
- 1) 監査役会は、代表取締役および社外取締役との意見交換会を実施した。
 - 2) 内部監査室および経理部の協力のもと、監査役会および会計監査人との連携を行った。
 - 3) 監査役が監査を行ううえで必要な費用については、監査役と協議し一定の予算を設定した。

（３）会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針を次のとおり定めております。

- ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。
- 当社は、当社の支配権の移転をとまなう買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
- 当社の企業価値の源泉は、①コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、②上記①の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、③当社グループ及び当社の製造技術・施工技術の供与先で構成するNCグループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、④仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係、並びに⑤上記①及び②の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。当社は、このような濫用的な買収に

対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1951年に「NC式」鋼線コンクリートポールを発明して以来今日まで一貫して、コンクリートという素材を事業のコアにし、確かな技術力維持と品質重視の経営を行ってきたという自負があります。2018年8月に創業70周年を迎えた当社の歴史の中においてはコンクリートポールだけではなく、コンクリートパイル（基礎杭）、当社オリジナル製品でありますPC-壁体（土留め製品）及びプレキャスト製品の弛まぬ研究開発に邁進してまいりました。その努力は鋼材1本をとっても他社製品にはない強度を誇る材料を使用しながらその経済性は他社よりも高くなるという点に最も表れていると考えます。また、製品の開発だけではなく、コンクリートパイル等の施工についても、培ってきた経済性・技術的信頼性はもとより環境に優しい低騒音・低振動・低排土工法の開発に注力しており、このような製品開発の姿勢は取引先に対して高い信頼を得る一助となっております。

当社は、経営理念である「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」ことを使命とする企業として、長年にわたり国内の様々なインフラ整備に携わることで蓄積されたこれらの技術・ノウハウや取引先との間に築かれた強固な信頼を基盤として、高品質な製品を市場に供給し、社会・顧客のニーズに応えることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと確信しております。

かかる当社の企業価値の源泉は、具体的には、以下の点にあると考えております。

当社は、コンクリートポールの開発先駆者として現在に至るまで、使用鋼材の見直しや美観に配慮した擬木ポール、長尺物運搬の法令順守のため、また顧客要望の狭隘地対策として継ぎ手式ポールの開発など継続的な製品改良と製造技術の向上により、配電線路用ポール、通信線路用ポール及び電車線路用ポール等の高品質なポールを広く社会に供給し続け顧客から高い評価を得ております。また、コンクリートパイルの分野におきましてもNCSPCパイルの開発に始まり高強度ONAパイル、さらには最近のONA123パイルに代表される超高強度パイルの開発等、常に顧客の求めに応えるために改良を重ねるなど真摯に製品開発に取り組んでまいりました。一方、杭打ち工事を中心とした施工法においても、責任施工を基本に自社製品を活かすための施工技術の開発にも積極的に取り組んでおります。中掘工法における先駆的工法であるNAKS工法、施工精度、経済性を追求したRODEX工法等に加え、NAKS工法の性能をさらに高めたHyper-NAKSⅡ工法や、施工管理性能を高めたHyper-ストレート工法等の最先端の高支持力工法に至るまで、地盤改良を含め、軟弱地盤などの様々な地盤に対応した施工法を提供し、杭の継ぎ目部分の処理にも経済性を追求するなど社会・顧客のニーズに応えております。さらに、コンクリートパイルの製造技術を活かして、擁壁や護岸にスピーディな施工が可能となるPC-壁体を開発するなど、当社はこれらの長年にわたる地道な取組みにより蓄積したコンクリート二次製品に関する製造・施工技術及びノウハウ、そして人的資源は、当社の企業価値を維持・向上させていくために、極めて重要であると考えております。

また、当社は、創業直後の1953年からコンクリートポールに関する製造技術を全国9社の製造会社は無償供与し、この技術供与先を「NCグループ」と名付けました。これはNCブランドを全国へ普及させるとともに、国策として木製からコンクリート製の電柱へと建て替えを行っていた国内のポール需要の増加に応えるため、国内インフラ整備への対応を優先することとしました。以来、社会的貢献はもとより、当社はこれらの会社と技術の発展、需要者の利益及び従業員の生活安定を目指すというNCグループ共通の使命感のもと、技術交流を初め、人的、資本的交流を含めた強固な関係を形成しており、国内におけるコンクリートポール分野において

圧倒的なシェアと競争力を維持しております。また、NCグループはその後の当社が行った上記9社を含む13社の製造会社へのコンクリートパイルの製造技術供与によって拡大し、製造及び供給面での強固な協力体制を構築しております。

これらNCグループ各社との強固な関係の維持は、当社の企業価値を向上させるうえで不可欠な存在となっております。

上記の企業価値の源泉を十分理解し、長期的視点にたった継続的な経営資源の投入や、独自技術の開発がこれらを着実に強化させていくことにつながり、ステークホルダーからの信頼を高め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと考えております。

2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上のための取組みについて

当社は、70年を超える歴史の中で培ってきた経営資源と果たすべき社会的使命を勘案し、2024年5月策定の「2024年中期経営計画」において、中長期ビジョンを「未来の社会生活基盤と地球環境を護る」とし、基本方針を「グループの変革と持続的成長により新たな価値を創出し、持続可能な社会に貢献する」と定め、既存事業の強化と土木・環境事業の伸長を通じて持続的成長による企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念に基づき、今後も社会インフラ強靱化の一翼を担い、環境負荷を低減させる技術と商品群を提供することで社会貢献するとともに、当社グループのシナジーを発揮し更なる成長を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の方をはじめとした当社を取り巻くすべての方々にとっての利益を最大化することにつながると考えております。

3) コーポレートガバナンスの強化

当社は2015年12月に、株主のみなさまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるとともに、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を実現するために、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定、2021年6月に本基本方針を改訂いたしました。

この基本方針に従い、上述の経営理念、及び行動理念のもと、株主が有する権利が十分に確保され平等性が保たれるよう、関連規程の整備を行うとともに、株主以外のステークホルダー、すなわち従業員、お客さま、取引先、社会・地域のみなさまと良好かつ円滑な関係の維持に努めるよう取り組んでおります。

また、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会の責務と役割を明確に定めるとともに、取締役及び監査役候補者の指名方針、手続きを定め、特に独立社外取締役・独立社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立性基準に加えて当社独自の基準を満たす者を候補者としております。さらに取締役・監査役に対しては、その役割・責務を適切に果たせるよう、就任時及びその後も必要に応じ、トレーニングの機会を提供しております。2018年8月に独立社外取締役を委員長とした独立社外役員が過半数を占める指名諮問委員会（現：指名委員会）を設置し、取締役の選解任などを取締役会が諮問する体制を整備いたしました。また、取締役の報酬については、2017年3月に取締役会議長を委員長（現在は独立社外取締役が委員長）とし、独立社外役員が過半数を占める報酬諮問委員会（現：報酬委員会）での審議を行い、業績連動報酬や、信託を利用した自社株付与制度も加えるなど、中長期的な業績向上意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めるようにしております。

当社は、以上のような取組みによりコーポレートガバナンスの強化を図ることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2025年6月27日開催の第94回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することといたします。

こうした手続の過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

④ 上記②及び③の取組みについての当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための具体的施策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。また、上記③の取組みは以下の理由により基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(a) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として継続されるものです。

(b) 買収防衛策（買収への対応方針）に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（（ア）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、（イ）事前開示・株主意思の原則、（ウ）必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえて運用することが可能なものとなっております。

さらに、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針

「企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」を勘案した内容となっております。

(c) 株主意思の重視

本プランは、株主のみなさまの意思を反映させるため、2025年6月27日開催の第94回定時株主総会において、当社定款第16条の規定に基づく当社取締役会への委任に関する議案が株主のみなさまに承認され、継続いたしました。

さらに、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権無償割当て決議を行うことができることとしております。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨又は本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

(d) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営基盤を強化し企業価値向上を図るとともに、株主への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。

剰余金の配当につきましては、業績の許す限り安定した配当を実施し、適切な還元を行うことを基本としておりますが、一方、研究開発、生産設備の更新等、企業基盤の整備も長期的な株主利益に適うと考えており、適切な内部留保の確保にも努めております。

上記観点から、剰余金の配当は、連結の期間業績を考慮するとともに、収益動向や今後の事業展開および財務体質の維持・強化ならびに40%以上の配当性向方針等を総合的に勘案して決定することとしております。なお、第2四半期末の剰余金の配当は、中間期業績および年度業績見通し等を踏まえて判断することとしております。

この配当方針に基づきつつ、株主還元強化や中間期時点の通期見通しを勘案し当第2四半期末の中間配当として1株につき4円の配当を実施いたしました。当期末の配当につきましては、想定と比べて業績は厳しい状況でありましたが、今後の事業環境見通し等を総合的に勘案した結果、1株につき4円とし、期初想定通りの年間8円といたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第 9 5 期 連 結 計 算 書 類

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表



日本コンクリート工業株式会社

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,961,377	流 動 負 債	21,522,466
現 金 及 び 預 金	7,016,163	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,782,369
受 取 手 形	115,848	電 子 記 録 債 務	6,315,739
電 子 記 録 債 権	2,761,518	短 期 借 入 金	4,174,101
売 掛 金	6,785,220	一年内返済予定の長期借入金	2,365,916
契 約 資 産	1,035,873	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	40,000
商 品 及 び 製 品	6,343,459	未 払 法 人 税 等	634,043
仕 掛 品	614,497	賞 与 引 当 金	665,723
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,091,926	役 員 賞 与 引 当 金	50,723
未 成 工 事 支 出 金	358,846	工 事 損 失 引 当 金	66,350
そ の 他	859,475	株 主 優 待 引 当 金	52,099
貸 倒 引 当 金	△21,451	そ の 他	3,375,399
固 定 資 産	59,730,719	固 定 負 債	17,722,225
有 形 固 定 資 産	27,370,707	社 債	20,000
建 物 及 び 構 築 物	4,858,424	長 期 借 入 金	5,874,780
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,835,861	繰 延 税 金 負 債	7,612,727
土 地	17,251,734	再評価に係る繰延税金負債	2,485,848
建 設 仮 勘 定	1,815,257	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,277,723
そ の 他	609,429	そ の 他	451,145
無 形 固 定 資 産	793,187	負 債 合 計	39,244,692
投 資 そ の 他 の 資 産	31,566,823	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	24,031,280	株 主 資 本	26,876,460
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,686,604	資 本 金	5,111,583
繰 延 税 金 資 産	267,166	資 本 剰 余 金	4,327,093
そ の 他	833,134	利 益 剰 余 金	18,457,065
貸 倒 引 当 金	△231,362	自 己 株 式	△1,019,282
投 資 損 失 引 当 金	△20,000	その他の包括利益累計額	18,808,527
		その他有価証券評価差額金	10,814,521
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,237,445
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△120,287
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,876,848
		非支配株主持分	2,762,416
		純 資 産 合 計	48,447,404
資 産 合 計	87,692,096	負 債 ・ 純 資 産 合 計	87,692,096

連 結 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		49,233,255
売上原価		41,073,951
売上総利益		8,159,304
販売費及び一般管理費		7,836,540
営業利益		322,763
営業外収益		
受取利息	11,752	
受取配当金	413,807	
持分法による投資利益	442,169	
スクラップ売却益	77,058	
業務受託料	24,357	
その他	319,621	1,288,766
営業外費用		
支払利息	137,670	
アレンジメントフィー	16,666	
工場休止費用	68,134	
その他	105,437	327,908
経常利益		1,283,622
特別利益		
固定資産売却益	8,444	
投資有価証券売却益	768,807	777,252
特別損失		
固定資産売却損	672	
固定資産除却損	19,764	
投資有価証券売却損	5,287	
減損損失	20,871	
生産拠点再構築費用	203,320	249,917
税金等調整前当期純利益		1,810,957
法人税、住民税及び事業税	932,257	
法人税等調整額	53,998	986,255
当期純利益		824,701
非支配株主に帰属する当期純利益		140,679
親会社株主に帰属する当期純利益		684,022

連結株主資本等変動計算書

（2025年4月1日から）
（2026年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,111,583	3,943,223	17,834,006	△1,009,421	25,879,391
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△572,691		△572,691
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		383,869			383,869
親会社株主に帰属する当期純利益			684,022		684,022
自己株式の取得				△27	△27
自己株式の処分					—
持分法の適用範囲の変動			511,728		511,728
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△9,832	△9,832
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	383,869	623,059	△9,860	997,068
当期末残高	5,111,583	4,327,093	18,457,065	△1,019,282	26,876,460

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
当期首残高	5,241,085	5,237,445	△139,657	765,006	11,103,879
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
持分法の適用範囲の変動					
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	5,573,436	—	19,369	2,111,841	7,704,648
連結会計年度中の変動額合計	5,573,436	—	19,369	2,111,841	7,704,648
当期末残高	10,814,521	5,237,445	△120,287	2,876,848	18,808,527

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	3,002,508	39,985,779
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△572,691
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		383,869
親会社株主に帰属する当期純利益		684,022
自己株式の取得		△27
自己株式の処分		—
持分法の適用範囲の変動		511,728
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減		△9,832
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△240,092	7,464,556
連結会計年度中の変動額合計	△240,092	8,461,624
当期末残高	2,762,416	48,447,404

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

20社

連結子会社の名称

NC東日本コンクリート工業株式会社、NC中日本コンクリート工業株式会社、NC関東パイル製造株式会社、NC西日本パイル製造株式会社、NC四国コンクリート工業株式会社、NC九州株式会社、NC貝原パイル製造株式会社、NC中部パイル製造株式会社、NCセグメント株式会社、NCプレコン株式会社、北海道コンクリート工業株式会社、NC鋼材株式会社、NC日混工業株式会社、NIPPON CONCRETE (Myanmar) Co.,Ltd.、NC貝原コンクリート株式会社、NC工基株式会社、フリー工業株式会社、東北ボール株式会社、NCマネジメントサービス株式会社、NCロジスティックス株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称

NCユニオン興産株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

4社

主要な会社の名称

東電物流株式会社、九州高圧コンクリート工業株式会社、日本海コンクリート工業株式会社

なお、日本海コンクリート工業株式会社については重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

NCユニオン興産株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

4. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結計算書類提出会社と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品及び製品、原材料
及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品、未成工事支出金

主として個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法
但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10年～50年
機械装置及び運搬具 5年～9年
- ②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④工事損失引当金 パイル、ポール及び土木製品等に関連する工事契約に係る損失に備えるため、当連結会計年度末未引渡工事のうち、見積工事原価総額が工事収益総額を超過する場合には、見積損失額について当連結会計年度負担額を計上しております。
- ⑤投資損失引当金 株式に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性等を勘案して必要額を計上しております。
- ⑥株主優待引当金 株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年から10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 収益の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

①製品売上

基礎事業、コンクリート二次製品事業の製品売上においては、パイル、ポール及び土木製品等の製造・販売等を行っています。当該取引においては、顧客との契約に基づく所定の物品を顧客に引渡すことが主な履行義務です。このため、物品の引渡しにより物品に対する支配が顧客に移転し、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、物品の引渡時点としています。ただし、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である国内取引については物品の出荷時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は、物品の引渡後概ね1年以内に受領しており重要な金融要素を含んでおりません。

②工事契約売上

基礎事業、コンクリート二次製品事業の工事契約売上においては、パイル、ポール及び土木製品等に関連する請負工事等を行っています。当該取引においては、顧客との契約に基づき施工主の土地でパイル基礎工事等の各工事を完了することが主な履行義務です。これらの工事契約は、工事の進捗により資産が生じるにつれて、顧客が当該資産を支配することとなるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しています。また、当該履行義務の充足に係る進捗度は、見積工事原価総額に対し当連結会計年度末までに発生した実際工事原価の割合に基づいて測定しており、顧客による支配の移転の忠実な描写であると判断しています。このため、見積工事原価総額に対し当連結会計年度末までに発生した実際工事原価の割合に基づき収益を認識しています（以下、「進行基準により収益認識」という。）。ただし、工事原価総額を見積るための信頼性のある情報が不足している等により、当連結会計年度末で進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生した実際工事原価を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、実際工事原価の金額で収益を認識しています（以下、「原価回収基準により収益認識」という。）。

なお、取引開始から工事完了までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、工事完了時点で収益を認識しています（以下、「完成基準により収益認識」という。）。

これら工事契約の取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

また、売上高に計上した「その他の収益」の主なものは、不動産賃貸収入であり、期間経過基準に基づき収益を認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目で、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 工事契約における工事原価総額の見積り

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等の「5. 会計方針に関する事項(6) 収益の計上基準」に記載のとおり、当社及び連結子会社のパイル、ポール及び土木製品等に関連する工事契約は、進行基準、原価回収基準、完成基準の何れかを適用して収益を認識しております。

このうち進行基準においては、見積工事原価総額に対し連結会計年度末までに発生した実際工事原価の割合で測定される工事進捗度により工事収益を算定しております。当連結会計年度に進行基準により認識した工事収益は13,674,511千円（うち未完成工事に係る工事収益は1,984,792千円）であり、連結売上高の27.77%（同4.03%）を占めております。

また、進行基準、原価回収基準、完成基準の何れの基準が適用されるかによらずすべての工事契約について、見積工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合には、見積損失額について工事損失引当金を計上しております。当連結会計年度末に計上した工事損失引当金は66,350千円です。

このように、進行基準の適用による工事収益の認識及び工事損失引当金の計上は、工事原価総額の見積りの影響を受けます。工事原価総額の見積りは、案件ごとに工事内容、工事現場環境等が異なり、すべての案件に適用可能な画一的な判断尺度を設定しづらく、不確実性を伴います。このため、工事原価総額の見積額と最終確定額とで差異が生

じる場合には、翌連結会計年度の連結財務数値に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	27,370,707
無形固定資産	793,187

当連結会計年度において、減損の兆候があると判断した基礎事業の一部の資産グループ（帳簿価額7,115,825千円）について減損損失の認識を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が各資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い、減損の兆候の有無を検討しております。また、減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識要否を判定しております。減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等の継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化等が含まれます。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来の事業計画に含まれる販売数量・単価の予測額であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、予算及び事業計画に基づく将来キャッシュ・フローとキャッシュ・フローの実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務数値に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	104,862千円
土地	627,000千円
計	731,862千円

担保に係る債務

短期借入金	95,770千円
一年内返済予定の長期借入金	108,530千円
一年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	40,000千円
社債（銀行保証付無担保社債）	20,000千円
長期借入金	95,860千円
計	360,160千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 61,801,490千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△3,953,179千円

4. 当社は運転資金の効率的な資金調達を行うため㈱みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	5,000,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	5,000,000千円

5. 財務制限条項

- (1) 2011年7月29日（電子債権買取(同)）締結の電子債権売買契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財務諸表の「純資産の部」の金額が、前年同期比の「純資産の部」の金額の75%未満又は171億円未満とならないこと。
 - ・各年度の決算期における連結経常利益が、2011年3月以降の決算期につき2期連続で赤字とならないこと。
- (2) 2013年9月24日（㈱三菱UFJ銀行）締結の電子記録債権利用契約（支払企業用）に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期末における連結の損益計算書上の経常損益が、本覚書差入日以降に到来する決算期（2014年3月期以降）において2期連続で赤字とならないこと。
 - ・各年度の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額が、当該決算期直前の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額の75%を下回らないこと。
- (3) 2022年1月24日（㈱みずほ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期の末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- (4) 2022年1月26日（㈱三菱UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年3月に終了する決算期末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (5) 2022年3月28日（㈱三菱UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年3月に終了する決算期末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (6) 2026年3月26日（㈱みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 工場休止費用

NCセグメント株式会社及びNIPPON CONCRETE (Myanmar) Co., Ltd. の工場休止費用を68,134千円を計上しております。

2. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
岡山県笠岡市	遊休資産	機械装置	20,871

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングしております。また、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

遊休資産については、将来の使用が見込めないため、それぞれの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(20,871千円)として特別損失に計上しました。

(回収可能価額の算定方法等)

当該資産については、転用ができないため備忘価額1円として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

57,777,432株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	355,279	6.50	2025年3月31日	2025年6月12日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	218,633	4.00	2025年9月30日	2025年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年5月22日開催の取締役会において次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月22日 取締役会	普通株式	218,633	利益剰余金	4.00	2026年3月31日	2026年6月11日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規定」に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施することとしております。また、デリバティブは「市場リスク管理規程」に従い、実需の範囲で行うこととしております。なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引は実行しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	17,469,747	17,469,747	—
(2) 社債	(60,000)	(56,838)	△3,161
(3) 長期借入金	(8,240,696)	(7,905,378)	△335,317

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、非上場株式318,110千円、非連結子会社および関連会社株式6,243,422千円であります。

(※3) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※4) 社債には一年内償還予定の社債を含んでおります。長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した価格

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券	17,469,747	—	—	17,469,747

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 社債	—	56,838	—	56,838
(2) 長期借入金	—	7,905,378	—	7,905,378

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、茨城県及び神奈川県において老人介護施設（土地を含む）、茨城県その他の地域において、賃貸用工場等（土地を含む）を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は167,302千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,248,537	525,332	2,773,869	3,327,257

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	基礎事業	コンクリート 二次製品事業	不動産・太陽光発電 事業	合計
製品売上	3,426,819	22,234,393	—	26,661,213
工事契約売上	18,563,897	3,670,907	—	22,234,805
その他売上	18,942	1,177	66,006	86,125
顧客との契約から生じる収益	22,009,659	26,906,478	66,006	48,982,143
その他の収益（注）	3,628	—	247,483	251,111
外部顧客への売上高	22,013,287	26,906,478	313,489	49,233,255

（注）「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等の「5. 会計方針に関する事項(6)収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,046,635	6,785,220
契約資産	1,016,800	1,035,873
契約負債	199,758	182,721

契約資産は、主として請負工事契約に関連して認識された、一連の履行に沿って当社グループが顧客から支払いを受領する場合に生じる顧客に対する権利に係る金額です。

契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、199,758千円であります。当連結会計年度の契約資産の増加は、当連結会計年度の進行基準により認識した工事収益のうち未完成工事に係る工事収益1,984,792千円が、前連結会計年度の進行基準により認識した工事収益のうち未完成工事に係る工事収益

1,469,701千円より増加しているためであります。また、当連結会計年度の契約負債の減少は主として工事契約に基づく現金の受取による増加182,721千円及び収益の認識による減少199,758千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

4. 工事損失に関する情報

当連結会計年度の工事損失引当金繰入額及び当連結会計年度末の工事損失引当金は、66,350千円であります。当該工事損失引当金は、計上対象の工事契約に係る未成工事支出金と両建計上することとしております。

なお、当該未成工事支出金の額のうち工事損失引当金に対応する額は16,308千円であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

841円82銭

2. 1株当たり当期純利益

12円59銭

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 取引の概要

当社は、2024年8月9日開催の取締役会において、当社の中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2015年8月より導入しております「役員報酬B I P信託」(以下「B I P信託」という。)及び「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」という。)に対して、新たな対象期間を3事業年度(2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度まで)とするB I P信託及びE S O P信託の継続を決議し、期間延長の契約締結により再導入しております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、B I P信託が43,601千円、135,686株、E S O P信託が35,184千円、105,668株であります。

第 9 5 期 計 算 書 類

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表



日本コンクリート工業株式会社

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,529,929	流 動 負 債	22,894,422
現 金 及 び 預 金	2,238,320	支 払 手 形	507,458
受 取 手 形	85,399	電 子 記 録 債 務	5,887,457
電 子 記 録 債 権	2,637,384	買 掛 金	2,984,708
売 掛 金	5,345,641	短 期 借 入 金	9,911,477
契 約 資 産	705,583	リ ー ス 債 務	109,150
商 品	3,451,208	未 払 金	1,760,081
貯 蔵 品	20,328	未 払 費 用	227,876
未 成 工 事 支 出 金	314,319	未 払 法 人 税 等	415,931
前 払 費 用	85,575	未 払 消 費 税 等	165,833
未 収 入 金	642,971	預 り 金	27,462
短 期 貸 付 金	1,675,814	従 業 員 預 り 金	376,244
そ の 他	345,335	賞 与 引 当 金	230,377
貸 倒 引 当 金	△17,951	役 員 賞 与 引 当 金	48,843
固 定 資 産	48,253,892	工 事 損 失 引 当 金	66,350
有 形 固 定 資 産	18,973,651	株 主 優 待 引 当 金	52,099
建 築 物	2,781,794	そ の 他	123,071
構 築 物	904,164	固 定 負 債	13,772,472
機 械 及 び 装 置	1,340,527	長 期 借 入 金	5,778,920
車 両 運 搬 具	39,589	リ ー ス 債 務	223,907
工 具、器 具 及 び 備 品	358,018	繰 延 税 金 負 債	5,138,079
土 地	11,983,780	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,485,848
リ ー ス 資 産	173,819	そ の 他	145,717
建 設 仮 勘 定	1,391,956	負 債 合 計	36,666,895
無 形 固 定 資 産	711,143	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	28,569,097	株 主 資 本	13,277,452
投 資 有 価 証 券	17,281,794	資 本 金	5,111,583
関 係 会 社 株 式	5,758,838	資 本 剰 余 金	3,495,934
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	7,616,810	資 本 準 備 金	2,911,477
破 産 更 生 債 権 等	1,236,754	そ の 他 資 本 剰 余 金	584,457
前 払 年 金 費 用	2,599,910	利 益 剰 余 金	5,642,239
長 期 差 入 保 証 金	176,137	利 益 準 備 金	220,614
そ の 他	86,562	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,421,624
関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金	△20,000	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	252,709
貸 倒 引 当 金	△6,167,711	別 途 積 立 金	4,800,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	368,915
		自 己 株 式	△972,304
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	15,839,473
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,602,028
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,237,445
		純 資 産 合 計	29,116,926
資 産 合 計	65,783,821	負 債 ・ 純 資 産 合 計	65,783,821

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		31,342,743
売上原価		26,224,716
売上総利益		5,118,026
販売費及び一般管理費		4,998,378
営業利益		119,647
営業外収益		
受取利息及び配当金	578,395	
賃貸料収入	1,025,444	
その他	248,541	1,852,381
営業外費用		
支払利息	157,604	
貸倒引当金繰入額	1,346,465	
租税公課	142,638	
減価償却費	723,714	
その他	94,545	2,464,967
経常損失 (△)		△492,937
特別利益		
固定資産売却益	1,338	
投資有価証券売却益	762,524	763,863
特別損失		
固定資産売却損	672	
固定資産除却損	9,852	
投資有価証券売却損	5,287	
減損損失	20,871	
生産拠点再構築費用	47,673	84,357
税引前当期純利益		186,567
法人税、住民税及び事業税	532,393	
法人税等調整額	△43,531	488,861
当期純損失 (△)		△302,293

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金
当期首残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
圧縮積立金の取崩し					
当期純損失（△）					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－
当期末残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614

項目	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	253, 560	4, 800, 000	1, 244, 270	6, 518, 445	△972, 277	14, 153, 686
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△573, 912	△573, 912		△573, 912
圧縮積立金の取崩し	△850		850	－		－
当期純損失（△）			△302, 293	△302, 293		△302, 293
自己株式の取得					△27	△27
自己株式の処分						－
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	△850	－	△875, 355	△876, 206	△27	△876, 233
当期末残高	252, 709	4, 800, 000	368, 915	5, 642, 239	△972, 304	13, 277, 452

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,138,240	5,237,445	10,375,685	24,529,372
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△573,912
圧縮積立金の取崩し				－
当期純損失（△）				△302,293
自己株式の取得				△27
自己株式の処分				－
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）	5,463,788	－	5,463,788	5,463,788
事業年度中の変動額合計	5,463,788	－	5,463,788	4,587,554
当期末残高	10,602,028	5,237,445	15,839,473	29,116,926

個別注記表

1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品、未成工事支出金 個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～50年

機械及び装置 5年～9年

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
- i 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ⑤ 工事損失引当金
- パイル、ポール及び土木製品等に関連する工事契約に係る損失に備えるため、当事業年度末未引渡工事のうち、見積工事原価総額が工事収益総額を超過する場合には、見積損失額について当事業年度負担額を計上しております。
- ⑥ 関係会社投資損失引当金
- 関係会社株式に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性等を勘案して必要額を計上しております。
- ⑦ 株主優待引当金
- 株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
- (5) 収益の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。
- ①製品売上
- 基礎事業、コンクリート二次製品事業の製品売上においては、パイル、ポール及び土木製品等の製造・販売等を行っています。当該取引においては、顧客との契約に基づく所定の物品を顧客に引渡すことが主な履行義務です。このため、物品の引渡しにより物品に対する支配が顧客に移転し、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、物品の引渡時点としています。ただし、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である国内取引については物品の出荷時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は、物品の引渡後概ね1年以内に受領しており重要な金融要素を含んでおりません。
- ②工事契約売上
- 基礎事業、コンクリート二次製品事業の工事契約売上においては、パイル、ポール及び土木製品等に関連する請負工事等を行っています。当該取引においては、顧客との契約に基づき施工主の土地でパイル基礎工事等の各工事を完了することが主な履行義務です。これらの工事契約は、工事の進捗により資産が生じるにつれて、顧客が当該資産を支配することとなるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しています。また、当該履行義務の充足に係る進捗度は、見積工事原価総額に対し当事業年度末までに発生した実際工事原価の割合に基づいて測定しており、顧客による支配の移転の忠実な描写であると判断しています。このため、見積工事原価総額に対し当事業年度末までに発生した実際工事原価の割合に基づき収益を認識しています（以下、「進行基準により収益認識」という。）。ただし、工事原価総額を見積るための信頼性のある情報が不足している等により、当事業年度末で進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生した実際工事原価を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、実際工事原価の金額で収益を認識しています（以下、「原価回収基準により収益認識」という。）。なお、取引開始から工事完了までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、工事完了時点で収益を認識しています（以下、「完成基準により収益認識」という。）。これら工事契約の取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。また、売上高に計上した「その他の収益」の主なものは、不動産賃貸収入であり、期間経過基準に基づき収益を

認識しています。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目で、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

1. 工事契約における工事原価総額の見積り

「2. 重要な会計方針(5) 収益の計上基準」に記載のとおり、当社のパイル、ポール及び土木製品等に関連する工事契約は、進行基準、原価回収基準、完成基準の何れかを適用して収益を認識しております。

このうち進行基準においては、見積工事原価総額に対し当事業年度末までに発生した実際工事原価の割合で測定される工事進捗度により工事収益を算定しております。当事業年度に進行基準により認識した工事収益は9,180,571千円（うち未完成工事に係る工事収益は1,564,179千円）であり、売上高の29.29%（同4.99%）を占めております。

また、進行基準、原価回収基準、完成基準の何れの基準が適用されるかによらずすべての工事契約について、見積工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合には、見積損失額について工事損失引当金を計上しております。当事業年度末に計上した工事損失引当金は66,350千円です。

このように、進行基準の適用による工事収益の認識及び工事損失引当金の計上は、工事原価総額の見積りの影響を受けます。工事原価総額の見積りは、案件ごとに工事内容、工事現場環境等が異なり、すべての案件に適用可能な画一的な判断尺度を設定しづらく、不確実性を伴います。このため、工事原価総額の見積額と最終確定額とで差異が生じる場合には、翌事業年度の財務数値に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	18,973,651
無形固定資産	711,143

当事業年度において、減損の兆候があると判断した基礎事業の一部の資産グループ（帳簿価額4,004,062千円）について減損損失の認識を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が各資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い、減損の兆候の有無を検討しております。また、減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識要否を判定しております。減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等の継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化等が含まれます。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来の事業計画に含まれる販売数量・単価の予測額であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、予算及び事業計画に基づく将来キャッシュ・フローとキャッシュ・フローの実績に乖離が生じた場合には、翌事業年度の財務数値に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	41,391,023 千円
2. 保証債務	
他の会社の電子記録債務等に対し、保証を行っております。	
N C 東日本コンクリート工業㈱	106,762 千円
N C 中部パイル製造㈱	12,484 千円
N C 工基㈱	13,100 千円
N C セグメント㈱	101,960 千円
N C 日混工業㈱	143,320 千円
計	377,628 千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,947,536 千円
長期金銭債権	7,616,685 千円
短期金銭債務	6,435,259 千円
4. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律（平成10年 3 月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3 月31日公布政令第119号） 第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額及び第 2 条第 4 号に定める路線価 に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日	2002年 3 月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△3,953,179 千円
5. 当社は運転資金の効率的な資金調達を行うため㈱みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
コミットメントラインの総額	5,000,000 千円
借入実行残高	－ 千円
差引額	5,000,000 千円

6. 財務制限条項

- (1) 2011年7月29日（電子債権買取(同)）締結の電子債権売買契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財務諸表の「純資産の部」の金額が、前年同期比の「純資産の部」の金額の75%未満又は171億円未満とならないこと。
 - ・各年度の決算期における連結経常利益が、2011年3月以降の決算期につき2期連続で赤字とならないこと。
- (2) 2013年9月24日（㈱三菱UFJ銀行）締結の電子記録債権利用契約（支払企業用）に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期末における連結の損益計算書上の経常損益が、本覚書差入日以降に到来する決算期（2014年3月期以降）において2期連続で赤字とならないこと。
 - ・各年度の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額が、当該決算期直前の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額の75%を下回らないこと。
- (3) 2022年1月24日（㈱みずほ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期の末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- (4) 2022年1月26日（㈱三菱UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年3月に終了する決算期末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (5) 2022年3月28日（㈱三菱UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年3月に終了する決算期末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (6) 2026年3月26日（㈱みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	18,488,874千円
売上高	1,776,211千円
仕入高	16,657,776千円
その他	54,886千円
営業取引以外の取引高	1,433,656千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,360,480株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,949,721
投資有価証券評価損	877,502
退職給付信託	470,790
土地評価損	96,966
棚卸資産評価損	92,228
賞与引当金	72,614
減価償却超過額	41,124
未払事業税等	32,843
工事損失引当金	20,913
関係会社投資損失引当金	6,304
その他	91,599
繰延税金資産小計	3,752,609
評価性引当額	△3,107,842
繰延税金資産合計	644,767
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△111,283
前払年金費用	△819,491
その他有価証券評価差額金	△4,852,070
繰延税金負債合計	△5,782,846
繰延税金負債（△）の純額	△5,138,079
再評価に係る繰延税金負債	
土地	△2,485,848

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	N C マネジメントサービス(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	97,855 76,997 16,151	短期貸付金 — —	1,205,810
	N C 西日本パイル製造(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	284,213 14,213 14,213	長期貸付金 — —	1,200,000
	N C 東日本コンクリート工業(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付 商品購入 生産設備貸与	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	441,730 11,730 11,730	長期貸付金 — —	1,130,000
				商品購入	4,592,282	支払手形 電子記録債務 買掛金	21,760 176,278 755,004
				賃貸料の受取	194,052	未収入金	2,296
	N C 日混工業(株)	(所有) 直接 92.13	資金貸付 商品購入 材料購入	商品購入	130,815	買掛金	30,653
				支給材取引	2,620,851	未払金	290,993
	N C セグメント(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付 商品購入 生産設備貸与	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	460,796 360,796 5,796	長期貸付金 — —	710,000
				商品購入	3,144,820	買掛金	337,009
				賃貸料の受取	325,530	未収入金	815
	N C 九州(株)	(所有) 直接 71.0	資金貸付 生産設備貸与	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	69,790 133,790 13,790	長期貸付金 — —	956,744
				賃貸料の受取	143,582	—	
	N C 中部パイル製造(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	166,606 28,306 16,008	長期貸付金 — —	1,266,682
	北海道コンクリート工業(株)	(所有) 直接 65.73	資金借入	資金の借入 利息の支払	7,732 7,732	短期借入金 —	818,292
	N C 工基(株)	(所有) 直接 100.0	資金借入	資金の借入 利息の支払	4,406 4,406	短期借入金 —	466,310
	東北ボール(株)	(所有) 直接 85.43	資金借入	資金の借入 利息の支払	220,853 20,853	短期借入金 —	2,341,156

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 生産設備の賃貸料については、設備の減価償却額、租税公課並びに近隣の地代等を勘案して決定しております。
3. 商品の取引価格については、市場価格を勘案して決定しております。
4. 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、期末残高は消費税等を含んでおります。
5. 子会社への貸付金に対し6,064,798千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,317,582千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針(5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	535円07銭
2. 1株当たり当期純損失(△)	△5円55銭

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

日本コンクリート工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士
業務執行社員

田中章公

指定社員 公認会計士
業務執行社員

池田宏章

指定社員 公認会計士
業務執行社員

水戸亮人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コンクリート工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンクリート工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

日本コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 田中章公
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池田宏章
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木戸亮人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コンクリート工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

日本コンクリート工業株式会社

監査役会

常任監査役（常勤）

菅原 修 

社外監査役

安藤 孝之 

社外監査役

伴 政浩 

第 2 7 期 事業報告

〔 2 0 2 5 年 4 月 1 日から
2 0 2 6 年 3 月 3 1 日まで 〕

NC マネジメントサービス株式会社

事業報告

1. 事業の概況

(1) 事業の経過および成果

当期の業績につきましては、土地建物の賃貸売上高は前期比 7,507,000 円減の 6,880,330 円となりました。損益面においては、借入金利息の負担や高砂工場休止に伴う営業外費用の計上等により、22,330,269 円の経常損失(前期は 9,526,828 円の経常損失)、22,400,269 円の当期純損失(前期は 9,596,828 円の純損失)となりました。

部門別売上高

(単位:円)

部 門	金 額	前期比	構成比
西 日 本 地 区	4,046,600	35.1%	58.8%
九 州 地 区	2,833,730	99.2%	41.2%
そ の 他	0	—	—
合 計	6,880,330	47.8%	100.0%

(2) 対処すべき課題

日本コンクリート工業株式会社が平成23年5月より電子記録債権制度を導入したことにより、当社はファクタリング事業から撤退しました。

このような状況に対し、当社は、土地、建物の適正な賃料収入と、コスト削減に努め、収益の確保を図ってまいります。

(3) 資金調達の状況

当期において、CMS 資金として 82,100,000 円を日本コンクリート工業株式会社から借入れた結果、期末借入金残高は 1,205,810,000 円となりました。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

(単位:円)

区 分	第 24 期 (2022. 4. 1～ 2023. 3. 31)	第 25 期 (2023. 4. 1～ 2024. 3. 31)	第 26 期 (2024. 4. 1～ 2025. 3. 31)	第 27 期 (2025. 4. 1～ 2026. 3. 31)
売 上 高	15,011,330	15,155,330	14,387,330	6,880,330
経 常 利 益 (△ は 損 失)	△8,841,140	△8,543,046	△9,526,828	△22,330,269
当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	△8,911,140	△8,613,046	△9,596,828	△22,400,269
1 株 当 り 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	△445	△430	△479	△1,120
総 資 産	1,300,674,690	1,304,190,644	1,301,418,916	1,298,984,669

2. 会社の概況（2026年3月31日 現在）

（1）主要な事業内容

主要営業品目
不動産及び動産（消耗品を除く）の管理ならびに賃貸

（2）主要な営業所

名 称	所 在 地
本店	東京都港区芝浦四丁目6番14号

（3）従業員の状況

（単位：人）

従 業 員 数		前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男性	0	0	—	—
女性	0	0	—	—
合計	0	0	—	—

（4）主要な借入先

（単位：円）

借入先	借入金額
日本コンクリート工業株式会社	1,205,810,000

（5）株式の状況

- ① 発行可能株式総数 28,800株
- ② 発行済株式総数 20,000株
- ③ 株主数 1名
- ④ 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本コンクリート工業株式会社	20,000株	100.00%	—	—

(6) 取締役および監査役

役 名	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	梶 田 宜 彦	日本コンクリート工業株式会社 取締役常務執行役員
取 締 役	大 坪 祐 介	日本コンクリート工業株式会社 社長室長
取 締 役	大 野 豊	日本コンクリート工業株式会社 執行役員人事室長
監 査 役	菅 原 修	日本コンクリート工業株式会社 常任監査役

(注 1) 2026 年 4 月 1 日開催の臨時株主総会において、代表取締役社長 小寺 満が新たに選任され、就任いたしました。

(注 2) 代表取締役社長 梶田 宜彦は、2026 年 4 月 1 日に辞任いたしました。

第 2 7 期 計 算 書 類

〔 2 0 2 5 年 4 月 1 日 から
2 0 2 6 年 3 月 3 1 日 ま で 〕

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

NC マネジメントサービス株式会社

貸 借 対 照 表
(2026 年 3 月 31 日 現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,322,288	流 動 負 債	1,205,898,480
現金及び預金	845,944	短期借入金	1,205,810,000
前払費用	388,457	一年内返済の長期借入金	0
未収入金・その他	87,887	未払消費税	0
		未払費用	18,480
		未払法人税等	70,000
固 定 資 産	1,297,662,381	固 定 負 債	0
有形固定資産	1,297,662,381	長期借入金	0
建物	15,596,481		
土地	1,282,065,900	負 債 合 計	1,205,898,480
投資その他の資産	0	純 資 産 の 部	
長期前払費用	0	株 主 資 本	93,086,189
		資 本 金	10,000,000
		利 益 剰 余 金	83,086,189
		繰越利益剰余金	83,086,189
		純 資 産 合 計	93,086,189
資 産 合 計	1,298,984,669	負 債 純 資 産 合 計	1,298,984,669

損 益 計 算 書
(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,880,330
売 上 原 価		6,239,328
売 上 総 利 益		641,002
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		631,467
営 業 利 益		9,535
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,894	
そ の 他	102	1,996
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,151,123	
そ の 他	6,190,677	22,341,800
経 常 損 失		22,330,269
特 別 利 益		-
特 別 損 失		-
税 引 前 当 期 純 損 失		22,330,269
法人税・住民税及び事業税		70,000
法 人 税 等 調 整 額		-
当 期 純 損 失		22,400,269

株主資本等変動計算書
(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

	株 主 資 本					純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		株主資本 合計	
			利益準備金	その他利益剰余金		
2025 年 4 月 1 日 残 高	10,000,000	—	—	105,486,458	115,486,458	115,486,458
事業年度中の変動額	—	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—
当 期 純 損 失	—	—	—	22,400,269	22,400,269	22,400,269
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△22,400,269	△22,400,269	△22,400,269
2026 年 3 月 31 日 残 高	10,000,000	—	—	83,086,189	93,086,189	93,086,189

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定額法
--------	-----

2. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,654 円 30 銭
---------------	--------------

(2) 1株当たり当期純損失	1,120 円 01 銭
----------------	--------------

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式	20,000 株
------	----------

監査報告書

2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年5月8日

NCマネジメントサービス株式会社

監査役

菅原 修 